

証券会社の検証について

取引証券会社については、半期毎に入替の必要性の検証を行うこととしている。よって、証券会社との安全・確実な取引実施及び効率的かつ最善な取引実施という観点から、平成24年度上半期末における証券会社入替の必要性の検証を行った。

1. 平成24年度上半期における証券会社別債券購入実績

本財団は債券の購入にあたり、個別債券毎に複数の証券会社へ条件の提示を求め、最良の条件を提示した証券会社から購入している。

- (1) 平成24年4月から平成24年9月末までに証券会社7社から488億円の債券を購入した。
- (2) 証券会社別の購入金額は、1社当たり19億円～178億円、1社当たりの比率は4.0%～36.3%となった。

なお、1社当たりの購入金額別の証券会社分布は下表のとおり。

<購入金額別の証券会社分布>

1社当たりの購入金額	証券会社数
100億円以上	1
60億円以上 100億円未満	2
20億円以上 60億円未満	3
20億円未満	1

2. 随時行う証券会社別の安全・確実な取引実施の検証

証券会社と安全・確実な取引を実施するという観点から、以下の5点の確認を随時実施し、事態の発生の都度、その内容及び重要性を判断し、必要な場合には取引の中止、取引の一時停止等の処分を決定することとしている。

- ・コンプライアンスに抵触していないか
- ・自己資本規制比率^(※)が金融商品取引法で定める基準を上回っているか
- ・国債市場特別参加者に指定されているか
- ・経営に重大な問題が生じていないか
- ・取引上の重大な事務ミスはないか

(※)自己資本規制比率とは、証券会社が金融商品取引法第46条の6の規定に基づき算出した証券会社の財務の健全性を測る指標。以下、自己資本規制比率の算出イメージ。

$$\text{自己資本規制比率(%)} = \frac{\text{自己資本} - \text{自己資本} - \text{固定資産等}}{\text{保有する債券・株式等の価格変動等により発生するリスク相当額や取引先の契約不履行等により発生するリスク相当額等}} \times 100$$

上半期においては、取引証券会社のうち2社が金融庁より3件の行政処分を受けた都度、その内容及び重要性からコンプライアンスに抵触したと判断し、取引の一時停止の処分をおこなった。2社が提出した業務改善報告書が金融庁に受理されたこと、及び、本財団が2社の責任者からそれぞれ経緯説明を受け再発防止策が図られていることを確認できたため、取引を再開した。

	行政処分	業務改善報告	経緯説明
A社(1)	4月20日	5月18日	5月21日
A社(2)	8月10日	8月16日	8月17日
B社	8月3日	8月8日	8月9日

3. 半期毎に行う証券会社別の効率的かつ最善な取引実施の検証

証券会社と効率的かつ最善な取引を実施するという観点から、取引執行能力及び事務処理能力について、担当者が5段階での評価を実施したうえで、当該評価につき担当理事を含む12名による多面的な検証を行った。その結果、平成24年度上半期においては、7社いずれも問題はなかった。

上記の結果から、平成24年度上半期末においては、取引証券会社の入替は行わず、7社との取引を継続することとした。

以上